

## 委託業務に関する仕様書

### 1 業務名

令和8年度成長志向起業家育成支援事業委託業務

### 2 目的

次世代の県経済の担い手の育成を進めるためには、今後の成長が期待される事業分野や、社会的課題の解決に取り組む事業分野において、成長を志向するスタートアップやアトツギベンチャー（以下「起業家」という。）を数多く創出する必要がある。

そこで、大分県内の成長志向の高い有望な起業家を選抜し、販路獲得や認知向上、資金調達、生産効率化等、起業家の成長初期において重要となる様々な経営支援を、総合的かつ集中的に行う「アクセラレーションプログラム」を実施し、起業家の成長加速化を図る。

### 3 委託業務の運営体制

本委託業務は、大分県及び公益財団法人大分県産業創造機構おおいたスタートアップセンター（以下、「おおいたスタートアップセンター」という）の共同運営とする。これを踏まえ、受託者は委託業務遂行にあたり以下を順守すること。

- ・本委託業務において作成する広報物（チラシやホームページ等）や、イベント開催時の実施主体の案内において、「主催：大分県、共同運営：おおいたスタートアップセンター（公益財団法人大分県産業創造機構）」と明記すること。
- ・本委託業務における県との連絡調整（メール等）には、おおいたスタートアップセンターのセンター長及び担当コーディネーターも含めること。
- ・本仕様書において規定する県との定期的なミーティングや、プログラム及び関連する各種イベント等の実施にあたっては、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターも参加することから、日程調整に配慮すること。

### 4 本委託業務の位置付け

本委託業務の位置付けは、別紙1を参照することとし、受託者は、別紙1の位置付けを十分理解した上で業務を遂行するものとする。

### 5 委託業務の実施期間

契約の日から令和9年3月31日

## 6 委託業務内容

### (1) プログラムの準備

- ・本仕様書に規定する各業務の工程を記載した全体工程表を作成の上、県の承認を得ること。工程表の様式は任意とする。
- ・プログラムの名称やロゴ、ホームページを県と協議の上作成すること。ホームページは、プログラムの募集に関する事項やプログラムの内容詳細、スケジュールに加え、メンターに関する情報（経歴や得意領域など）、過年度の実績などを具体的に掲載し、応募者がプログラムの内容やメリットを具体的にイメージできるものとする。
- ・プログラム参加者募集に向けた説明資料やチラシ等広報物を、県と協議の上作成すること。

### (2) アクセラレーションプログラム参加者の募集・PR・審査

- ・本プログラムに参加する成長志向の高い起業家を5者募集すること。
- ・プログラム参加者の募集にあたり、県と協議の上、募集スケジュールや採択基準等を示した応募要項を作成し公表すること。応募要件は別紙2を参考の上、詳細は県と協議し決定すること。
- ・プログラム参加者の募集期間は最低2週間以上設けること。
- ・多くの応募がなされるよう、メディアやSNS等を活用して幅広く事業のPRを行うこと。
- ・参加者の募集にあたり、プログラム内容やスケジュール、応募要件等に関する説明会イベントを1回、リアル開催すること。参加者数は30名以上を目指すこととし、オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。当該イベントは、県内起業家だけでなく県内金融機関や商工団体など関係機関にも広く参加を呼びかけ、プログラムへの応募者推薦につながるよう工夫すること。また、イベントの集客に向け、先輩スタートアップ起業家や投資家等のゲストを1名以上招へいすること。なお、ゲスト招へいに係る費用は本事業の委託料から拠出すること。
- ・前述の説明会実施時に、応募を検討している起業家を対象とした相談会を併せて開催すること。相談会は、おおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターと連携し、可能な限り多くの相談に対応できるよう体制を整えること。
- ・効果的に応募者発掘を進めるため、おおいたスタートアップセンターや県内金融機関、商工団体、創業支援機関などへプログラム内容や応募要件を十分周知し、連携を図ること。
- ・プログラム参加者の選定にあたり、面談審査を実施すること。なお、応募者多数の場合には、県と協議の上、書類により事前審査を実施することも可とする。

- ・プログラム参加者の選定における審査には、県及びおおいたスタートアップセンター並びに受託者に加え、起業家支援に知見のある者を1名以上含めること。

### (3) アクセラレーションプログラムの実施

- ・選定した5者の参加者それぞれに対し、成長のために必要な伴走支援（以下、「成長支援」という。）を6か月程度集中的に行うこと。
- ・成長支援については、参加者によってニーズやステージが異なることから、プログラム開始前に参加者と面談を実施の上、支援ニーズや目標を十分確認し、当該ニーズ・目標を踏まえた上で、売上や資金獲得等の成果表出を十分意識して支援を実施すること。また、参加者それぞれの支援計画書（別紙3）を作成し、成長支援開始前に県に提出すること。
- ・成長支援の形態（リアル・オンライン）は問わないが、回数については1者につき6ヵ月間で合計12回以上とすること。また、プログラム期間中に1回以上、受託者は、各参加者の事業所等を訪問し、事業実態や進捗を確認すること。
- ・成長支援の実施時は、可能な限り県及びおおいたスタートアップセンターの担当コーディネーターの同席を調整すること。
- ・参加者それぞれに対する成長支援の記録（任意様式）を、支援の都度作成すること。
- ・別紙3の支援計画書に基づき、参加者それぞれの進捗状況を毎月県に報告すること。
- ・成長支援とは別に、プログラム期間中に下記の機会を設けること。また、その内容については事前に県と協議すること。
  - ①同期参加者や支援者、過年度の参加者等が交流するリアル開催のイベントプログラム期間中に1回以上開催。ゲスト講師等を招へいする場合には、係る経費は本事業の委託料から拠出すること。
- ・成長支援にあたっては、参加者の事業成長を的確にサポートできるメンター等による支援体制を整備すること。また、当該メンター等による成長支援が円滑に実施されるよう、連絡調整や記録管理等を適切に実施する事務局を設置すること。
- ・成長支援の内容については、参加者自らの知見のみでは解決が難しいと考えられる専門性の高い手続きや、事業を成長させるにあたり必要となるパートナーや専門家、出資者等の紹介・斡旋、営業資料や数値計画等のブラッシュアップ、販売戦略の構築支援、マーケティングやブランディングに関する支援、採用・チームビルディングに関する支援、資金調達・資本政策に関する支援、組織体制の整備に関する支援などとする。
- ・上記成長支援の内容のうち、事業を成長させるにあたり必要となる販路やパートナーや専門家、出資者等の紹介・斡旋については、参加者5者に対して、合計15回以上実施すること。

- ・受託者は、成長支援に際して必要と認める場合には、適宜、外部専門家や外部の有料サービス等を活用することができる。なお、その際の費用負担は全て本事業の委託料の中から拠出すること。また、活用にあたっては事前に県と協議し、承認を得ること。
- ・県内外のメディアと連携し、参加者の認知向上を支援すること。なお、メディア連携に要する費用は、本事業の委託料から拠出すること。
- ・本プログラム参加者のうち、経営者としての誠実さが認められない者（面談の無断欠席を繰り返す、課された課題を実行しないなど）や事業実態が確認できない者がいた場合には、速やかに県へ報告し、指示を受けること。

#### （４）ピッチイベントの開催

- ・県内の起業機運の醸成及びプログラム参加者の事業成長を目的とし、プログラム参加者によるピッチイベントを開催すること。
- ・本イベントの目的達成のため、メディア等と連携し、県内外起業家や起業に関心がある層、投資家、金融機関、事業会社等が多数来場するよう、広報・集客に努めること。
- ・イベントはリアル開催とすること。また、イベントの様子などを広く発信できるよう、県内外メディアと適宜連携すること。オンライン同時配信や録画の後日配信を行うことも可とする。
- ・イベントの内容は以下を基本とし、詳細については県と協議の上決定すること。

##### ①基調講演やトークセッション

県内外から著名な講師を1名以上招へいの上、基調講演やトークセッションを実施し、起業機運の醸成を図ること。

##### ②ピッチイベント

本プログラム参加者を登壇させ、ビジネスプランや事業成果、事業成長の具体的なロードマップ、今後の支援ニーズ等について発表し、来場者とのビジネスマッチングを図ること。受託者は、来場した投資家や金融機関、事業会社等とのマッチング促進のため、本ピッチイベントまでに参加者のプレゼン内容を十分ブラッシュアップすること。

##### ③交流会

ピッチイベント登壇者と来場者等とのビジネスマッチングを円滑化するため、交流会を実施すること。

- ・イベント実施後、来場者数やメディア掲載などのイベント実績及び登壇者と来場者とのビジネスマッチングの実績について県に報告すること。

#### (5) 報告書の作成

- ・委託業務実施の内容及び成果をまとめた報告書を作成すること。
- ・報告書の様式は任意とするが、本仕様書6の(1)から(4)に記載した業務内容の実施状況・結果を漏れなく記載すること。
- ・報告書には、起業家の成長支援における今後の課題や方策などを盛り込むこと。

#### 7 その他

- ・受託者は、県の求めに応じて、県が実施するスタートアップ支援機関の連絡会議に出席すること。
- ・本事業の準備や運営について、委託契約締結以後、毎月1回以上、県と定期的なミーティングを実施し、事業運営の方針や内容の理解に齟齬がないようにすること。また、ミーティングのアジェンダ及び議事録は、ミーティング実施後に県に提出すること。
- ・感染症予防対応などのため、本仕様書の内容を実施することができない場合又は不適切と判断される場合については、県と協議の上、中止又は実施方法等の変更を行うこと。なお、その場合において、委託金額の減額の必要がある場合には、減額の変更契約を行うこと。
- ・本事業における制作物（ロゴ等）の著作権は、委託業務完了後に県へ無償で譲渡するものとする。なお、本事業において作成したホームページについて、委託業務完了後のホームページの維持管理に関する取扱いは、県と協議の上決定すること。
- ・本仕様書に記載された業務を実施するにあたり支出した費用に係る証憑（見積書や請求書・領収書など）を適切に整備するとともに、事業実施年度の翌年度から5年間保管し、必要に応じて県に提出すること。
- ・その他仕様書に定めのない事項については、その都度県と協議の上決定すること。

別紙 1

令和 8 年度成長志向起業家育成支援事業の位置付けについて

1 本事業は、県が実施する「令和 8 年度おおいたスタートアップ支援事業」のメニューの一つとして実施する。令和 8 年度に実施するおおいたスタートアップ支援事業は以下のとおり。

(1) 大分発ニュービジネス発掘・育成事業

有望な起業家等の発掘・育成に向けたビジネスコンテスト開催

(2) アトツギベンチャー創出支援事業

アトツギによる新規事業・家業変革に向けた講座・メンタリング等

(3) 企業内起業家創出支援事業

企業内起業家の育成と新規事業創出に向けた講座・メンタリング等

(4) 社会起業家創出支援事業

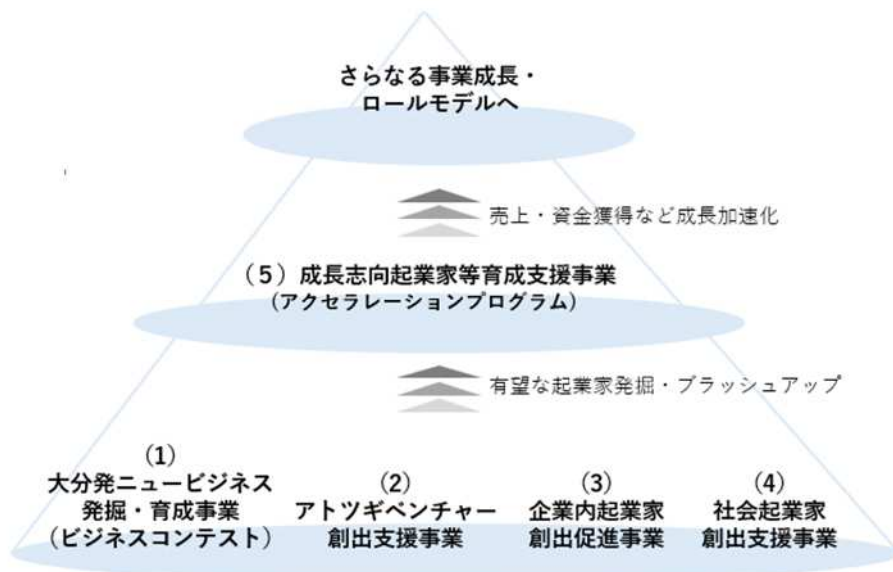
ビジネスの手法を活用して地域社会の課題解決に取り組む起業家の支援

(5) 成長志向起業家等育成支援事業

厳選した有望な起業家等に対する集中支援（アクセラレーションプログラム）

2 本事業の位置付けについては、下図を参照し、受託者は委託業務遂行にあたり、常に下図に基づいた支援イメージを持つこと。

<参考図表>



## 別紙2

### 令和8年度アクセラレーションプログラム応募要件

募集要件や採択の審査基準は、以下を十分に踏まえて策定すること。

- 1 大分県内に本社・本店を有する（見込みも可）個人または法人  
原則として、中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項に定める  
中小企業者とする。
- 2 事業成長推進において参加者自身で意思決定が可能なこと  
本プログラムにおいて受けたメンタリングやアドバイザーの内容について、自ら判断  
・実行する権限を有する者とする。（上記に該当すれば必ずしも代表権を有している必  
要はない。）
- 3 ユーザーに価値提供できる程度のプロダクト（製品・サービス）を有すること  
成長支援の対象とするプロダクトが既に市場に供給されている段階、または概ね一年以  
内にプロダクトの市場への供給が見込まれる者とする。
- 4 高い成長志向を有すること  
成長支援の対象とするプロダクトが全国・海外展開を見据えており、そのための事業戦  
略（販路拡大や組織体制整備、資金調達等）を策定あるいは検討している者とする。
- 5 本プログラムの全日程に参加できること  
本プログラム内で実施する交流会イベントや最終報告会（デモデイ）について全て参加  
できる者とする。

別紙 3

令和8年度アクセラレーションプログラム支援計画書

成長支援実施前に参加者それぞれに個別ヒアリングを実施の上、以下の計画書を作成し、県から確認を受けること。

成長支援の実施期間内に本計画書の内容に大幅な変更が生じる場合には、その都度県と協議すること。

参加者名 (会社名・氏名)			
担当メンター氏名		事務局担当氏名	
(1) 参加者の成長ビジョン (参加者が掲げる目標)			
(2) 参加者の支援ニーズ			
(3) 成長支援の方向性			
(4) 本プログラム終了時のゴール設定 ※可能な限り定量的あるいは外形的に認識可能な目標を設定すること。			
(5) ゴール設定から逆算した支援スケジュール (いつまでにどの段階に到達といった目安)			